おいて「延長者等虐待」という。）については、延長者等を児童と、延長者等の監護者を保護者と、延長者等虐待を児童虐待と、同法第三十一条第二項から第四項までの規定による措置を同法第二十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の規定による措置と、同法第三十三条第八項から第十一項までの規定による一時保護を同条第一項又は第二項の規定による一時保護とみなして、第二条から第五条まで及び第七条の規定を適用する。 一～四　（略）	おいて「延長者等虐待」という。）については、延長者等を児童と、延長者等の監護者を保護者と、延長者等虐待を児童虐待と、同法第三十一条第二項から第四項までの規定による措置を同法第二十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の規定による措置と、同法第三十三条第六項から第九項までの規定による一時保護を同条第一項又は第二項の規定による一時保護とみなして、第二条及び第七条の規定を適用する。 一～四　（略）

附　則

この省令は、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年四月二日）から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十九年十二月二十日

人事院総裁職務代行
人事官　吉田　耕三

人事院規則一七―〇―一二四

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表総務省の部内部部局の項中「評価監視官」を「評価監視官　行政相談管理官」に改め、「行政相談業務室長」及び「管理室長　情報通信経済室長」を削り、「国際展開支援室長」を「国際展開支援室長　総合通信管理室長　情報通信経済室長」に、「、情報通信政策課、情報流通行政局総務課」を「、国際政策課、情報流通行政局総務課、情報通信政策課」に改め、同部管区行政評価局の項中「部長」を「部長　地域総括評価官」に改め、「総務管理官」及び「行政評価分室長」を削り、同部行政評価支局の項中「部長　部次長」を「総務行政相談管理官　地域総括評価官　部長」に改め、同部行政評価事務所の項中「総務課長　総務室長」を削る。

別表農林水産省の部内部部局の項中「生産推進室長」を「生産推進室長　米穀貿易企画室長」に改める。

別表備考第一項中「平成二十九年八月三十一日」を「平成二十九年十一月三十日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○金融庁告示第四十七号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二条の十二の三第四号ロの規定に基づき、金融商品取引法施行令第二条の十二の三第四号ロに規定する外国の金融商品取引所を指定する件（平成二十二年金融庁告示第四十一号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十九年十二月二十日

金融庁長官　森　信親

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二条の十二の三第四号ロに規定する金融庁長官が指定する外国の金融商品取引所を次のように指定し、平成二十二年四月一日から適用する。	金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二条の十二の三第四号ロに規定する金融庁長官が指定する外国の金融商品取引所を次のように指定し、平成二十二年四月一日から適用する。
一　次に掲げる外国の金融商品取引所（欧州委員会（European Commission）の金融商品市場指令（Directive 2004／39／EC of the European Parliament and of the Council）第四十七条の規定により欧州委員会が公表した規制市場（regulated market）を運営する場合における当該外国の金融商品取引所に限る。）	一　［同上］
［イ～ホ　略］	［イ～ホ　同上］
ヘ　ユーロネクストアムステルダム	ヘ　ニューヨークストックエクスチェンジ ユーロネクストアムステルダム
ト　ユーロネクストパリ	ト　ニューヨークストックエクスチェンジ ユーロネクストパリ
チ　ユーロネクストブリュッセル	チ　ニューヨークストックエクスチェンジ ユーロネクストブリュッセル
［リ～ヲ　略］	［リ～ヲ　同上］
二　アメリカ合衆国の千九百三十四年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第六条の規定により米国証券取引委員会（U.S. Securities and Exchange Commission）に登録されている外国の金融商品取引所のうち次に掲げるもの	二　［同上］
イ　ニューヨークストックエクスチェンジ	イ　ニューヨークストックエクスチェンジ ユーロネクスト
ロ　［略］	ロ　［同上］
ハ　シービーオーイーグローバルマーケッツユーエスエクイティーズ	［号の細分を加える。］
［三～十一　略］	［三～十一　同上］

備考　表中の「［　］」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。